

森江建設株式会社の最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1) 申請者 住所 白糠郡白糠町西庶路西2条南2丁目5番地17
名称 森江建設株式会社 代表取締役 森江 安
- (2) 申請年月日 令和4年(2022年)2月17日
- (3) 施設の設置場所 白糠郡白糠町庶路39番1
- (4) 施設の種類 施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
施行令第7条第14号ハ 管理型最終処分場
- (5) 処理する産業廃棄物の種類
燃え殻, 汚泥(含水率85%以下のものに限る。), 廃油(タールピッチに限る。), 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, 鋳さい, がれき類, ばいじん, 産業廃棄物を処分するために処理したもの, 廃石綿等。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- (6) 施設の処理方式 陸上埋立及び準好気性埋立
- (7) 施設の処理能力 面積 2,840 m² 容積 12,370 m³

2 申請地周辺の状況

- (1) 地勢
申請地は山砂採取跡地にある。地目は原野であり、都市計画法に該当しない。また、当該申請地は、申請者が設置し、現在埋立中である安定型最終処分場及び管理型最終処分場に隣接している。
- (2) 住宅の存在
申請地周辺500m以内に人家はない。最寄りの人家は申請地北西約560mに位置する。
- (3) 生活環境の状況
申請地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は申請地から西へ8km以上離れた茶路川水系茶路川である。地下水については、申請地周辺1km以内の範囲において、雑用水及び飲用水としての利用がある。
廃棄物運搬車両は、主に国道38号線から町道泊別線に入り、取付道路を使用し最終処分場へ廃棄物を搬入する。

3 当該地域における廃棄物処理状況

- (1) 周辺の処理施設
申請地に隣接して申請者の既存の安定型最終処分場及び管理型最終処分場が設置されている。また、周囲には申請者の木くず破碎施設、がれき類破碎施設及びそれらに関連する産業廃棄物保管場所が設置されている。
- (2) 廃棄物処理の動向
釧路管内において現在稼働中の最終処分場は表1、このうち申請者の既存施設については表2のとおり。

表 1 釧路管内で現在稼働中の最終処分場

最終処分場の種類	施設数	設置者内訳
安定型最終処分場	13 施設	処理業者 12 施設、公共 1 施設
安定型・管理型最終処分場	1 施設	処理業者 1 施設
管理型最終処分場	3 施設	処理業者 2 施設、事業者 1 施設

表 2 申請者設置の既存最終処分場

最終処分場の種類	安定型最終処分場	管理型最終処分場
許可番号	釧環生第 1523 号	釧環生第 1871 号
許可年月日	平成 27 年 7 月 24 日	平成 25 年 9 月 20 日
容積	47,000 m ³	29,455 m ³

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

縦覧、市町村長の意見提出及び利害関係者の意見書提出の期間について道で調整中。

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立及び破碎の許可を取得している。(令和 4 年 3 月時点。)

また、特別管理産業廃棄物処分業では、埋立の許可を取得している。(令和 4 年 3 月時点。)

(2) 廃棄物処理施設の設置状況

申請者は、表 2 の最終処分場のほか、中間処理施設として木くずの破碎施設(平成 13 年 4 月 27 日届出)、がれき類の破碎施設(平成 19 年 10 月 30 日許可)を設置している。

(3) 申請者への立入検査

令和 3 年(2021 年)3 月 30 日に設置予定場所の現地確認を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。申請者事業場に対する立入検査は、直近では令和 4 年(2022 年)2 月 16 日に実施している。

(4) 申請者への不利益処分等の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町村との協議状況

令和 2 年(2020 年)11 月 18 日、白糠町保健福祉部町民サービス課に事業計画を説明し、公害防止協定締結について協議し、公害防止協定(案)を提出している。

(2) 他法令の規制

森林法について、事業地として許可取得済み。